平成２３年（フ）第１２９５号
京都市西京区下津林番条167番地
債務者　文山こと　文　　雲龍
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１３５５号
京都市伏見区横大路畑中町19番地
債務者　狭間　篤司
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１４８号
広島県竹原市中央５丁目７番29号
債務者　山本　恵子（旧姓八重垣）
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２３年（フ）第１４９号
広島県呉市吾妻２丁目10番15号
債務者　山川　　豊
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２３年（フ）第２０８号
徳島県小松島市田浦町字中西82番地の６
債務者　中野　文彦
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２３９号
徳島県徳島市北沖洲３丁目８―61　ビルドファイン405号室、住民票上の住所徳島県阿波市阿波町北柴生８番地２　北柴生団地８号
債務者　福富　直美
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２４８号
徳島県板野郡松茂町中喜来字福有開拓64番地16
債務者　亀田　通子
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３４３号
大分市高松東３丁目６番17号　シェーンブルーメンＢ101、申立時の住所大分市大字森町31番地の１　コスモシティ森町弐番館706
債務者　佐藤　正和
1　決定年月日時　平成23年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第３２３号
宮崎市青葉町135番地14　領家コーポラス303号
債務者　中野　彩花
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１５４号
福島県いわき市平中平窪２丁目５番地の６
債務者　高橋　四郎
1　決定年月日時　平成23年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２３年（フ）第３４１号
兵庫県宝塚市伊子志４丁目７番45―502号
債務者　西浦とき子
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第３４２号
兵庫県宝塚市伊子志４丁目７番45―502号
債務者　西浦　知幸
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第２４９号
徳島市金沢１丁目１番14―403号、旧住所島根県松江市大正町419番地３
債務者　藤本　裕司
1　決定年月日時　平成23年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２６３号
徳島市鮎喰町２丁目58番地の１、旧住所徳島市上八万町西山398番地
債務者　橋本　松惠（旧姓坂東）
1　決定年月日時　平成23年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２６４号
徳島市鮎喰町２丁目58番地の１、旧住所徳島市上八万町西山398番地
債務者　橋本　　功（旧姓坂東）
1　決定年月日時　平成23年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２６９号
徳島県板野郡松茂町笹木野字八山開拓143番地
債務者　登　　末美
1　決定年月日時　平成23年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２７１号
徳島県徳島市南佐古六番町４番13号、住民票上の住所徳島県阿波市市場町犬墓字平地222番地
債務者　滑田　晃子
1　決定年月日時　平成23年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第９６８号
千葉県柏市東山２丁目１番43号
債務者　壬生　麻実
1　決定年月日時　平成23年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部